

横浜市高圧ガス保安法審査基準

横浜市消防局予防部保安課

横浜市高圧ガス保安法審査基準 目次

1	高圧ガスの製造の許可	1
2	高圧ガスの製造のための施設等の変更許可	2
3	第一種貯蔵所設置の許可	3
4	第一種貯蔵所の位置等の変更許可	4
5	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の完成検査	5
6	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の特定変更工事の完成検査	6
7	高圧ガスの輸入検査	7
8	特定施設の保安検査	8
9	容器、附属品の検査又は再検査	9
10	特別充填の許可	10
11	容器検査所の登録又はその更新	11
12	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更申請に係る容器規格適合通知	12
13	神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準	
14	神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針	
15	神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準	

用語の定義

関係条項 . . . 許可等をする際に根拠法令の中で確認を要する条項

委任規定 . . . 法律に基づく命令で政令、省令、告示をいう

審査基準 . . . 申請により求められた許可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

行政指導指針 . . . 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通した内容となるべき事項

標準処理期間 . . . 申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間

申請の要件	1 高圧ガスの製造の許可
申請に関する説明	<p>圧縮、液化その他の方法により1日に処理することのできるガスの容積が100m³（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合は、当該政令で定めるガスの種類ごとに100m³を超える政令で定める値）以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充填することを含む。）をしようとする者又は1日の冷凍能力が20トン（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気又はアンモニアを冷媒ガスとする場合は50トン）以上の設備を使用して冷凍（冷凍設備を使用してする暖房を含む。）のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をしようとする者は、事業所ごとに市長の許可を受ける必要があります。</p>
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第5条第1項
関係条項	第5条第3項、第7条及び第8条
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第3条及び第4条 ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第99条、第101条及び第102条 ・ 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで及び第97条 ・ 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第5条から第9条まで及び第69条 ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号） ・ 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・ 冷凍保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第6号） ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・ 神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準（平成30年4月1日）
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針（平成30年4月1日）【最近改正 平成30年12月4日】 ・ 神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年6月1日）【最近改正 令和元年9月1日】
標準処理期間	15日
申請部数	2部（完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で受ける場合は3部）
手数料	横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）に定める金額

申請の要件	2 高圧ガスの製造のための施設等の変更許可
申請に関する説明	第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（軽微な変更の工事を除く。）をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第14条第1項
関係条項	第5条第3項、第8条、第14条第3項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第3条及び第4条 ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第99条、第101条及び第102条 ・ 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで及び第97条 ・ 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第5条から第9条まで及び第69条 ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号） ・ 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・ 冷凍保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第6号） ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・ 神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準（平成30年4月1日）
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針（平成30年4月1日）【最近改正 平成30年12月4日】 ・ 神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年6月1日）【最近改正 令和元年9月1日】
標準処理期間	13日
申請部数	2部（完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で受ける場合は3部）
手数料	横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）に定める金額

申請の要件	3 第一種貯蔵所設置の許可
申請に関する説明	貯蔵容積が300m ³ （当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合は、当該政令で定めるガスの種類ごとに300m ³ を超える政令で定める値。液化ガスは10kgを容積1m ³ に換算）以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ市長の許可を受けて設置する第一種貯蔵所において貯蔵しなければなりません。ただし、第一種製造者が高圧ガス製造の許可を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵するときは除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第16条第1項
関係条項	第16条第2項及び第3項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第5条 ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第21条から第23条まで、第99条、第101条及び第103条 ・ 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第22条から第24条まで及び第97条 ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号） ・ 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・ 神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準（平成30年4月1日）
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針（平成30年4月1日）【最近改正 平成30年12月4日】 ・ 神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年6月1日）【最近改正 令和元年9月1日】
標準処理期間	10日
申請部数	2部（完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で受ける場合は3部）
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額

申請の要件	4 第一種貯蔵所の位置等の変更許可
申請に関する説明	第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事（軽微な変更の工事を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第19条第1項
関係条項	第16条第2項、第19条第3項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第21条から第23条まで、第99条、第101条及び第103条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第22条から第24条まで及び第97条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号） ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準（平成30年4月1日）
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針（平成30年4月1日）【最近改正 平成30年12月4日】 ・神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年6月1日）【最近改正 令和元年9月1日】
標準処理期間	10日
申請部数	2部（完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で受ける場合は3部）
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額

申請の要件	5 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の完成検査
申請に関する説明	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置許可後、当該施設又は貯蔵所の設置の工事が完成したときは、市長が行う完成検査を受ける必要があり、これらが技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはなりません。ただし、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められその旨を市長に届け出た場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第20条第1項
関係条項	第8条第1号、第16条第2項、第20条第5項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第21条から第23条まで、第35条及び第99条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで、第22条から第24条まで、第36条及び第97条 ・冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第6条から第8条まで、第25条及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）に定める金額

申請の要件	6 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の特定変更工事の完成検査
申請に関する説明	高圧ガス製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更工事等の許可後、当該施設又は貯蔵所の位置、構造又は設備の特定変更工事が完成したときは、市長が行う完成検査（完成検査を要しない変更の工事の範囲を除く。）を受ける必要があります。これらが技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはなりません。ただし、高圧ガス保安協会、指定完成検査機関又は認定完成検査実施者による完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められその旨を市長に届け出た場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第20条第3項
関係条項	第8条第1号、第16条第2項、第20条第5項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第21条から第23条まで、第35条及び第99条 ・ 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで、第22条から第24条まで、第36条及び第97条 ・ 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第6条から第8条まで、第25条及び第69条 ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額

申請の要件	7 高圧ガスの輸入検査
申請に関する説明	<p>高圧ガスの輸入をした者は、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、市長が行う検査を受ける必要があり、これらが技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはなりません。ただし、高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を市長に届け出た場合を除きます。</p>
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第22条第1項
関係条項	第22条第4項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第45条の3、第46条、第47条及び第99条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第45条の3、第45条の4及び第46条 ・冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第31条の3、第32条及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号）
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） （令和2年8月6日20200715保局第1号）
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）に定める金額

申請の要件	8 特定施設の保安検査
申請に関する説明	第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）について、定期的に、市長が行う保安検査を受ける必要があります。ただし、高圧ガス保安協会、指定保安検査機関又は認定保安検査実施者による保安検査を受けその旨を市長に届け出た場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第35条第1項
関係条項	第8条1号、第35条第2項及び第4項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第79条第1項、第2項、第82条及び第99条 ・ 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで、第77条第1項、第2項、第80条及び第97条 ・ 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通産省令第51号）第6条から第8条まで、第40条第1項、第2項、第43条及び第69条 ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号） ・ 保安検査の方法を定める告示（平成17年3月30日経済産業省告示第84号）
審査基準	
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）に定める金額

申請の要件	9 容器、附属品の検査又は再検査
申請に関する説明	<p>高圧ガスを充填する容器又は容器の附属品を製造又は輸入した者は、市長が行う容器検査又は附属品検査を受ける必要があり、これに合格したものとして刻印等の掲示がなされているものでなければ、譲渡し、又は引き渡してはなりません。また、容器及び容器の附属品で、一定の期間を経過したもの又は損傷を受けたものについても、市長が行う再検査を受ける必要があります。ただし、容器検査及び附属品検査にあつては、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査並びに容器再検査及び附属品再検査にあつては、経済産業大臣、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が行う検査を受けた場合を除きます。</p>
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第44条第1項、第48条第1項第3号及び第5号、第49条第1項、第49条の2並びに第49条の4
関係条項	第44条第4項、第45条、第49条第2項、第49条の2第4項及び第49条の4第2項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）第6条、第7条、第8条、第13条、第16条、第17条、第18条、第25条、第26条、第28条、第29条、第36条、第37条及び第38条 ・ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年6月30日経済産業省令第82号）第4条の2、第5条、第6条、第10条、第11条、第16条、第17条、第19条、第20条、第27条及び第28条 ・ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月25日通商産業省告示第150号） ・ 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年6月30日経済産業省告示第184号）
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） （令和2年8月6日20200715保局第1号） ・ 容器保安規則の機能性基準の運用について （令和元年6月14日20190606保局第7号） ・ 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について （令和元年6月14日20190606保局第8号）
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）に定める金額

申請の要件	10 特別充填の許可
申請に関する説明	市長が危険のおそれがないと認め、条件を付して許可した者が当該条件に従って高圧ガスを充填（内容積が500リットル以下の容器に係るものに限る）するとき限り、充填する容器の刻印や表示等に関する義務の一部が免除されます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第48条第5項
委任規定	
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 液化フルオロカーボンを充てんする容器の取扱いについて（平成9年3月31日平成09・03・31立局第29号） ・ 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（平成30年3月30日20180323保局第11号） ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）（平成30年2月28日20180223保局第2号） ・ 自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）（令和2年10月19日20201013保局第1号）
標準処理期間	7日
申請部数	2部
手数料	不要

申請の要件	11 容器検査所の登録又はその更新
申請に関する説明	<p>高圧ガスを充填するための容器又はその附属品の再検査は、市長が行う容器検査所の登録を受けた者のみが行うことができます。なお、容器検査所の登録は、5年ごとにその更新を受けなければその効力を失います。</p> <p>申請者が、高圧ガス保安法第50条第2項各号のいずれにも該当せず、申請された容器検査所の検査設備が高圧ガス保安法第50条第3項の技術上の基準に適合していることが必要です。</p>
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第49条第1項、第50条第1項及び第3項
関係条項	第7条、第50条第2項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第12条の2 ・容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）第33条 ・国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年6月30日経済産業省令第82号）第24条 ・容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月25日通商産業省告示第150号） ・国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年6月30日経済産業省告示第184号）
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） （令和2年8月6日20200715保局第1号）
標準処理期間	11日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額

申請の要件	12 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更申請に係る容器規格適合通知
申請に関する説明	高圧ガス容器の所有者は、その容器に充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、市長に申請する必要があります。変更後においてもその容器が定められた規格に適合すると市長が認めたときは、刻印等を実施したうえで「容器規格適合通知書」を交付します。ただし、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が認めた場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第54条第1項
関係条項	第44条第4項、第54条第2項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）第7条 ・ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法を定める告示（平成9年3月25日通商産業省告示第150号）
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） （令和2年8月6日20200715保局第1号） ・ 容器保安規則の機能性基準の運用について （令和元年6月14日20190606保局第7号）
標準処理期間	10日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額